

2012年診療報酬改定の主要項目（速報版）

*主要項目のみ掲載してあります。今後修正があることをご了承下さい。

初・再診料

- (1) 歯科外来診療環境体制加算
(初診料の加算) 30点 → 28点
- (2) (新) 再診時歯科外来診療環境体制加算
(再診料の加算) 2点
- (3) 障害者加算 (名称の変更)
→ 歯科診療特別対応加算 (初・再診料の加算)
- (4) (新) 歯科診療特別対応地域支援加算
(初診料の加算) (初診時1回) 100点

指導管理

- (1) (新) 周術期口腔機能管理計画策定料 300点
- (2) (新) 周術期口腔機能管理料 (I)
 - 1 手術前 190点
 - 2 手術後 190点
- (3) (新) 周術期口腔機能管理料 (II)
 - 1 手術前 300点
 - 2 手術後 300点
- (4) (新) 周術期口腔機能管理料 (III) 190点
- (5) 広範囲顎骨支持型補綴物管理料
(1口腔につき) 480点
- (6) 機械的歯面清掃加算 (廃止) 60点

在宅医療

- (1) 歯科訪問診療料
 - 1 歯科訪問診療1 830点 → 850点
- (2) (新) 歯科訪問診療補助加算
(歯科訪問診療の加算) (1日につき)
 - 同一建物居住者以外の場合 110点
 - 同一建物居住者の場合 45点
- (3) 在宅患者等急性歯科疾患対応加算 (歯科訪問診療料又は初・再診料への加算) (1日につき)

イ	1回目	232点
ロ	2回目以降	90点

↓

イ	同一建物居住者以外	170点
ロ	同一建物居住者 (5人以下)	85点
ハ	同一建物居住者 (6人以上)	50点

検査

- (1) (新) 歯周病部分的再評価検査 (1歯につき) 15点

画像診断

- (1) デンタルゼロラジオグラフィー (廃止)
- (2) (新) 歯科用3次元エックス線断層撮影
 - 撮影料 600点
 - 診断料 450点

処置

- (1) (新) 残根削合 (1歯1回につき) 18点
- (2) 歯髄保護処置 (1歯につき)
 - 3 間接歯髄保護処置 25点 → 30点
- (3) 初期う蝕小窩裂溝填塞処置 120点 → 122点
- (4) 抜髄 (1歯につき)
 - 1 単根管 220点 → 228点
 - 2 2根管 406点 → 418点
 - 3 3根管以上 570点 → 588点
- (5) 歯髄温存療法から3ヶ月以内の抜髄
 - 1 単根管 70点 → 78点
 - 2 2根管 256点 → 268点
 - 3 3根管以上 420点 → 438点
- (6) 直接歯髄保護処置から1ヶ月以内の抜髄
 - 1 単根管 100点 → 108点
 - 2 2根管 286点 → 298点
 - 3 3根管以上 450点 → 468点
- (7) 感染根管処置 (1歯につき)
 - 1 単根管 130点 → 144点
 - 2 2根管 276点 → 294点
 - 3 3根管以上 410点 → 432点
- (8) 根管貼薬処置 (1歯1回につき)
 - 1 単根管 20点 → 26点
 - 2 2根管 22点 → 30点
 - 3 3根管以上 30点 → 40点
- (9) 根管充填 (1歯につき)
 - 加圧根管充填の加算点数が引き上げられた。
 - 単根管 118点 → 128点
 - 2根管 140点 → 152点
 - 3根管以上 164点 → 184点
- (10) (新) 歯科ドレーン法 (1日につき) 50点
- (11) (新) 上顎洞洗浄 (片側) 55点
- (12) 歯周基本治療
 - 1 スケーリング (3分の1顎につき) 64点 → 66点
 - 2 スケーリング・ルートプレーニング (1歯につき)
 - イ 前歯 58点 → 60点
 - ロ 小白歯 62点 → 64点
 - ハ 大白歯 68点 → 72点
 - 3 歯周ポケット搔爬 (盲嚢搔爬) (1歯につき)
 - イ 前歯 58点 → 60点
 - ロ 小白歯 62点 → 64点
 - ハ 大白歯 68点 → 72点
- (13) 歯冠修復物又は補綴物の除去 (1歯につき)
 - 1 簡単 15点 → 16点
 - 2 困難 30点 → 32点
 - 3 根管内ポストを有する鑄造体 50点 → 54点

- (14) 術後専門的口腔衛生処置 (項目の置き換え)
 → 周術期専門的口腔衛生処置 (新設) 80点
 (15) (新) 機械的歯面清掃処置 60点

手術

- (1) 歯周外科手術 (1歯につき)
 1 歯周ポケット搔爬術 75点 → 80点
 2 新付着手術 150点 → 160点
 3 歯肉切除手術 300点 → 320点
 4 歯肉剥離搔爬手術 600点 → 620点
 5 歯周組織再生誘導手術
 イ 1次手術 (吸収性又は非吸収性膜の固定を伴うもの) 730点 → 760点
 ロ 2次手術 (非吸収性膜の除去) 300点 → 320点
 (2) 手術時歯根面レーザー応用加算 (歯周外科手術の加算) (1歯につき) 40点 → 60点
 (3) (新) 上顎骨形成手術
 3 骨移動を伴う場合 72,900点
 (4) (新) 下顎骨形成術
 4 骨移動を伴う場合 54,210点
 (5) (新) 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 (1顎一連につき)
 1 1回法による手術 14,500点
 2 2回法による手術
 イ 1次手術 11,500点
 ロ 2次手術 4,500点

麻酔

- (1) 圧迫麻酔 (廃止) 30点

歯冠修復及び欠損補綴

- (1) (新) 広範囲顎骨支持型補綴診断料 (1口腔につき) 1,800点
 (2) (新) 広範囲顎骨支持型補綴
 1 ブリッジ形態のもの (3分の1顎につき) 18,000点
 2 床義歯形態のもの (1顎につき) 13,000点
 (3) (新) 広範囲顎骨支持型補綴物修理 (1装置につき) 1,200点
 (4) 歯冠形成 (1歯につき)
 1 生活歯歯冠形成
 イ 金属冠 300点 → 306点
 ロ ジャケット冠 300点 → 306点
 2 失活歯歯冠形成
 イ 鑄造冠 160点 → 166点
 ロ ジャケット冠 160点 → 166点

- 3 窩洞形成
 イ 単純なもの 54点 → 60点
 ロ 複雑なもの 80点 → 86点
 (5) う蝕歯即時充填形成 (1歯につき) 120点 → 126点
 (6) 支台築造印象 (1個につき) 20点 → 22点
 (7) 印象採得
 1 歯冠修復 (1個につき)
 ロ 連合印象 60点 → 62点
 2 欠損補綴 (1装置につき)
 ロ 連合印象 225点 → 228点
 ハ 特殊印象 265点 → 270点
 ニ ワンピースキャストブリッジ
 (1) 支台歯とポンティック (ダミー) の数の合計が5歯以下の場合 275点 → 280点
 (2) 支台歯とポンティック (ダミー) の数の合計が6歯以上の場合 326点 → 332点

(8) 装着

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 歯冠修復 (1個につき) | |
| イ 鑄造歯冠修復またはレジンジャケット冠 | 45点 |
| ロ その他 | 30点 |

↓

- | | |
|----------------|-----|
| 1 歯冠修復 (1個につき) | 45点 |
|----------------|-----|

(9) 咬合採得

- 1 歯冠修復 (1個につき) 14点 → 16点

(10) 充填 (1歯につき)

- | | |
|---------|------|
| 1 単純なもの | 100点 |
| 2 複雑なもの | 148点 |

↓

- | | |
|---------|------|
| 1 充填1 | |
| イ 単純なもの | 102点 |
| ロ 複雑なもの | 152点 |
| 2 充填2 | |
| イ 単純なもの | 57点 |
| ロ 複雑なもの | 105点 |

(11) 鑄造歯冠修復 (1個につき)

- 1 インレー
 イ 単純なもの 181点 → 190点
 ロ 複雑なもの 275点 → 284点

4 全部鑄造冠 (小臼歯及び大臼歯)

445点 → 454点

(12) ポンティック (ダミー) (1歯につき)

428点 → 434点

- (13) 有床義歯
- 1 局部義歯 (1床につき)
 - イ 1歯から4歯まで
550点 → 560点
 - ロ 5歯から8歯まで
676点 → 690点
 - ハ 9歯から11歯まで
900点 → 920点
 - ニ 12歯から14歯まで
1,310点 → 1,340点
 - 2 総義歯 (1顎につき)
2,060点 → 2,100点
- (14) 鑄造鉤 (1個につき)
- 1 双歯鉤 224点 → 230点
 - 2 両翼鉤 208点 → 212点
- (15) フック、スパー (1個につき)
96点 → 103点
- (16) バー (1個につき)
- 1 鑄造バー 430点 → 438点
 - 2 屈曲バー 240点 → 248点
- (17) 臼歯金属歯 (1歯につき) (廃止) 12点
- (18) 有床義歯修理 (1床につき)
220点 → 224点
- (19) 歯科技工加算 (有床義歯修理の加算)
(1床につき)
20点 → 22点
- (20) 有床義歯内面適合法 (1床につき)
- 1 局部義歯 (1床につき)
 - イ 1歯から4歯まで
205点 → 210点
 - ロ 5歯から8歯まで
250点 → 260点
 - ハ 9歯から11歯まで
340点 → 360点
 - ニ 12歯から14歯まで
540点 → 560点
 - 2 総義歯 (1顎につき)
750点 → 770点
- (21) 帯環金属冠修理 (1歯につき)
- 1 金合金冠 (廃止) 60点
 - 2 その他の金属冠 (廃止) 40点
- (22) (新) ブリッジ修理 (1歯につき) 40点
- (23) 金合金鉤修理 (1個につき) (廃止) 50点

給付調整

- (1) 周術期口腔機能管理料 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) との
給付調整が行われる管理料
- 1 歯科疾患管理料
 - 2 歯科治療総合医療管理料
 - 3 在宅患者歯科治療総合医療管理料
 - 4 歯科疾患在宅療養管理料
 - 5 歯科特定疾患療養管理料
 - 6 歯科矯正管理料
 - 7 がん治療連携管理料
- (2) 周術期専門的口腔衛生処置
機械的歯面清掃処置

保険診療上の歯科用語の平易化

- 歯牙 → 歯
 歯周組織検査 → 歯周病検査
 初期う蝕小窩裂溝填塞処置
 → 初期う蝕早期充填処置
 鑄造冠 → 金属冠
 前装鑄造冠 → レジン前装金属冠